



土佐のオナガドリ



昔、土佐藩主山内公がやりを飾り付けるために、住民から長い鶏の尾を集めていました。そんな折、薩摩の武市利右衛門が苦心して改良を重ねた結果、二代藩主忠義のときに見事な“オナガドリ”を作り出すことに成功しました（言い伝えでは、東天紅、山鳥、キジなどを掛け合わせたとされているがはっきりしたことはわかっていません）。忠義は、参勤交代のとき、オナガドリの尾で飾ったやりを持って得意満面だった

そうです。

その後、多くの愛鶏家によって研究改良され、現在の白藤、褐色、白色の3種類が作られました。

尾羽が伸びるのは雄鳥で、換羽期になっても尾羽は抜けることなく毎年70~80cm伸びます。すでに10m以上の尾羽を持ったものもあり、その美しさは他に比がありません。

飼育方法は、尾羽をそろえるために、生後1年位で長くなる尾を全部抜き取ります。次に生えた尾が30~40cm位になると、高さ1.8mほどの尾を傷めないように工夫された飼育箱に入れ、細心の注意を払いながら育てられます。

大正12年、天然記念物“土佐の長尾鶏”に指定され、昭和27年特別天然記念物“土佐オナガドリ”と改名し、指定を受けました。

戦後の解放運動・教育・行政が どのように行われたか

22

同和对策事業

特別措置法

同和对策審議会は、答申書の「結論」で、「現行の法規では、同和对策に関しては、一般行政施策として運用されるので、同知地区に関する対策は、事実上特外におかれている状態にあるので、明確な同和对策の目標の下に特別な配慮による措置を規定した特別措置法を制定すること」と述べています。

政府は、この答申の趣旨にそって、一九六九（昭和四四）年七月に同和对策事業特別措置法を制定公布しました。

「特別措置法」は、全文一條の比較的短い法律です。

第一條（目的）では「この法律は日本国憲法の基本的人権の保障の理念にのっとり、同和問題のすみやかな解決をはかるため必要な特別の措置を講ずることにより、同和地区の経済力の培養、住民の生活安定と福祉の向上をはかることを目的とする」と規定し

ています。（長文につき法律の骨子を要約）

第三條（国民の責務）では「すべての国民は、同和对策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力しなければならない」とい

第四條（国及び地方公共団

同和教育 シリーズ

体の責務）では「国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努めなければならない」と規定し

ており、同和問題のすみやかな解決は、国の責務であると同時に国民的課題である、という同和对策答申の理念が、この法律に盛り込まれております。

第七條（特別の助成）

第八條（地方公共団体の施

策）

第九條（地方債）

の三項目を要約すると、同和

対策事業として、国及び地方公共団体が行う事業は、「国が2/3を負担し、1/3を地方公共団体が負担する」とされ、地方公共団体が行う事業の経費は、「地方債をもって財源とすることができ」とあります。地方債というのは、地方公共団体が国から借金をして事業をするということになりますが、後日、同和对策事業債償還費（国への借金の返済）については、付則で、千円につき八百円を特別交付税によってみる（第一〇条）ということがあります。

法の規定によって同和对策事業を実施すると、地方自治体の負担は1/15でよい（一億円の事業でも地方自治体は六百六十六万円の負担ですむ）こととなります。国と地方自治体との財政関係は、複雑で、局外者には解らない点もあり、顔面通りには行かないこともあるようですが、この法律によって財政基盤の弱い市町村でも大きな事業が可能になったことは間違いありません。